

## 渋川市統計調査協力員設置要綱

平成18年2月20日

告示第2号

### (目的)

第1条 この告示は、国並びに県からの委託及び市が実施する各種統計調査に従事する統計調査協力員(以下「協力員」という。)を設置することにより、統計調査員(以下「調査員」という。)の選任を円滑にし、もって統計調査の合理化を図ることを目的とする。

### (定数)

第2条 協力員の定数は、600人以内とする。

2 協力員の登録期間は定めない。

3 市長は、既登録者に対して、毎年4月1日から4月30日までの間に登録継続の意志確認を行うことができる。

### (募集)

第3条 市長は、協力員を次に掲げる方法で募集することができる。

(1) 公募

(2) 個人又は団体等の推薦

(3) 調査員として経験ある者のうち、市長が適当と認めた者への依頼

### (協力員の資格)

第4条 協力員は、次の条件を満たす者とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 市内に居住する年齢満20歳以上満75歳以下の者であること。

(2) 円満な人格を有し、調査に熱意があり、調査事務を忠実に遂行できる者であること。

(3) 調査員としての仕事上、不適當と思われる職業又は経歴を有しない者であること。

### (登録の手続)

第5条 協力員として登録を希望する者は、渋川市統計調査協力員申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、これを審査し、適格と認めた者を協力員として統計調査協力員カード(様式第2号)に登載(以下「登録」という。)

するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を統計調査協力員登録通知書（様式第3号）により本人に通知するものとする。

（登録の取消し）

第6条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

（1）協力員から登録取消しの申出があったとき。

（2）協力員が転出、病気その他の理由により統計調査に従事できなくなったとき。

（3）協力員として登録することを不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を統計調査協力員解任通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

（調査員の選任）

第7条 市長は、統計調査を依頼する調査員を選任し、又は推薦するときは協力員の中から選任し、又は推薦する。ただし、地域的な事情その他の理由で適格者が得られない場合は、協力者以外の者を選考することができる。

（調査の依頼と辞退）

第8条 市長は、前条の規定により選任又は推薦しようとするときは、あらかじめ調査の内容、受持調査区の区域、調査の日時等を明示し、本人の同意を得なければならない。

2 協力員は、前項の依頼があった場合において、調査員として支障があるときは辞退することができる。

（研修会等）

第9条 市長は、協力員に対し統計調査実施に関する情報、資料等を配布するとともに統計調査の円滑な実施を図るため研修会等を開催するものとする。

（秘密の保持）

第10条 協力員のうち統計調査に従事した調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また登録を取り消した後においても同様とする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成18年2月20日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

渋川市統計調査協力員申込書

年 月 日

渋川市長 様

渋川市統計調査協力員として登録を申し込みます。

なお、統計調査等実施の際は、統計法・関係法令を遵守し、責任を持って調査を行い、調査によって知り得た情報は他に漏らさないことを誓約いたします。

フリガナ			性別	男・女
氏名			職業	
生年月日	年 月 日生(申込時年齢:満 歳)			
現住所	〒	渋川市		
電話番号	0279	FAX番号	0279	
携帯電話				調査期間中、連絡事項を迅速に伝言する際使用します。
E-mail	@			
連絡先	勤務先等名称			
	電話番号	(内線: )		
健康状態	健康 その他( )			
希望地域	裏面に記載してください。			
交通手段	徒歩 自転車 バイク 自動車 その他( )			
調査経験	調査経験あり( 国勢調査 回 他の統計調査 回 ) 調査経験なし			
申込動機				
備考	調査への従事が困難な時期や疑問点などがありましたらお書きください。			
自治会名	現住所と自治会の確認のために使用します。			
推薦者名	推薦による申込の場合記入してください。			

この申込書は、統計調査協力員事務以外には利用しません。

調 査 希 望 地 域

- 1 希望するものにチェックしてください。  
 (団体による推薦の場合は、記入不要です。)

自宅から歩いて行ける地域 自宅から自転車で行ける地域 自宅から離れた地域	詳細を「2 希望調査地域」の にチェックしてください。なお、調査によっては、希望調査地域以外を依頼する場合があります。
どこでもよい 特になし	

- 2 希望調査地域(団体による推薦の場合は、記入不要です。)

渋川地区	金島地区	古巻地区	豊秋地区	赤城地区
渋川 大崎 下郷 東町 新町 下ノ町 南町 長塚町 本町 寄居町 坂下町 並木町 中ノ町 上ノ町 川原町 裏宿 元町 御蔭 入沢	阿久津 金井 金井南町 金井本町 金井上ノ町 金井中ノ町 金井下ノ町 りんごの里 金井軽浜 金井国町 南牧 川島 祖母島 祖母島南北 上村	有馬 有馬第1 有馬第2 八木原 八木原南部 八木原北部 半田 半田南部 半田北部	行幸田 行幸田第1 行幸田第2 石原 本石原 石原熊野町 石原田中 石原西 中村	津久田 敷島 長井小川田 深山 棚下 持柏木 溝呂木 北上野 勝保沢 見立 滝沢 上三原田 三原田 樽 宮田 栄 北赤城山 南赤城山
	小野上地区	伊香保地区	子持地区	北橋地区

上郷 藤ノ木 辰巳町 明保野	小野子 村上	伊香保 湯中子 水沢	上白井 中郷 横堀 北牧 吹屋 白井	八崎 分郷八崎 小室 下南室 上南室 上箱田 箱田 下箱田 真壁 赤城山
-------------------------	-----------	------------------	-----------------------------------	---



様式第3号（第5条関係）

統計調査協力員 登録通知書

年 月 日

様

渋川市長

あなたを渋川市統計調査協力員設置要綱第5条第3項の規定により渋川市統計調査協力員として登録したので通知します。

なお、統計調査等実施の際は、下記の誓約事項を遵守してください。

記

誓約事項

- 1 統計法及び群馬県条例等による調査に関する秘密を必ず遵守すること。
- 2 調査期間中、選挙運動は行わないこと。
- 3 調査と同時に別の外交や勧誘、徴収などは行わないこと。
- 4 調査票を写しとったり、関係者以外に見せることなどは絶対に行わないこと。

様式第4号(第6条関係)

統計調査協力員 解任通知書

年 月 日

様

渋川市長

あなたを渋川市統計調査協力員設置要綱第6条第2項の規定により渋川市統計調査協力員を 解任 したので通知します。

なお、解任理由は、下記のとおりです。

記

解任理由

- 1 渋川市統計調査協力員設置要綱第6条第1項第1号の規定による。
- 2 渋川市統計調査協力員設置要綱第6条第1項第2号の規定による。
- 3 渋川市統計調査協力員設置要綱第6条第1項第3号の規定による。